

## 政策決定会議概要（2月1日開催分）

日 時 平成30年2月1日（木曜日）14時00分～14時30分  
場 所 市役所本館2階 会議室

### 【案件】特定太陽光発電設備の設置の規制にかかる条例制定について

#### 出席者

委 員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）、副市長  
担当部 みどりまちづくり部長、同副部長、同部まちづくり政策室長、同室  
参事  
事務局 市政統括政策推進室職員

#### 確認事項

- ・ 禁止エリアの設定について
- ・ 規制対象とする太陽光発電設備について
- ・ 許可基準について

#### 結 論

- ・ 原案を了とし、平成30年箕面市議会第1回定例会に条例案を提出すること

#### 質疑・意見等

Q: 一般的な個人の住宅の屋根にも太陽光発電パネルを設置する例が増えて  
いるが、これらは今回の規制の対象とならないとの理解で良いか。

A: 規制対象とするのは一定規模の面積・出力を擁し、地面に平置きするもの  
であって、建物の屋根の上に設置するものは除外している。

Q: 特定太陽光発電設備となる10kWというのは何か目安があるのか？

A: 売電価格が10kWを境に変わり10kW未満は自家用、10kW以上は売電  
用という区分になることから、10kW以上を特定太陽光発電設備とした。

Q: 許可区域において規制対象外となる100㎡未満の太陽光発電設備が林立  
する恐れはないのか？

A: そういった事象を防ぐために、実質的な同一または共同オーナーの設備面  
積は合算するよう条例に規定する。

Q: 周辺住民に光や熱の影響を及ぼす範囲の設定はどうするのか？

A: 設置の位置、角度またはパネルの可動性によって千差万別であり、行政で  
一律に距離等で設定することは合理的根拠を欠く恐れがある。そこで専門  
家である事業者に影響範囲を合理的な根拠をもって明らかにしてもらい、  
その範囲の住民と事業者で協定書を結んでもらうこととした。 以上